教職員本人と、営利企業、社団法人・財団法人・NPO・医療法人など非営利法人、法人格を有さない団体(以下、企業・団体)との経済的利害関係・産学官連携活動等の関係についてお尋ねします。

※国内における中央省庁(独立行政法人、国立研究開発法人、文部科学大臣指定の試験所・研究所等を含む)、地方公共団体、海外の公的研究機関(国営研究所など)は申告対象外です。 科学研究費補助金は申告対象外です。

1	未公開株の保有【1株以上(ただし,株式公開後1年以内も含む。)】, LLC, LLP, 有限会社 等への出資
2	公開株の保有【発行済み株の 5%以上の保有】
3	新株予約権の保有
4	融資、保証の提供を受ける【銀行などの金融機関以外】
(5)	年間 100 万円以上の収入(単一企業・団体から受ける収入の総額) ※兼業報酬,謝金,株式の売却・配当などを対象とします。ただし、学校の講義等(非常勤講師) による収入及び医療機関等からの医療行為に関する収入は含みません。
6	知的財産権【特許,著作権等の移転】による年間 100 万円以上のロイヤリティ収入【個人への配分と研究室への分配分の合計額】 ※TLO を介している場合は,実際に技術が移転された企業との関係をご記入ください。また,その際は,TLO を介している旨ご記入ください。
7	企業,非営利法人【NPO,財団法人,社団法人,医療法人等】の役員に従事
8	年間 100 万円以上の寄附金の受入 ※企業・団体から受け入れる総額であり、間接経費、研究料、消費税、全て含みます。 ※研究助成金は⑨で申告してください。
9	年間 100 万円以上の研究助成金の受入 ※企業・団体から受け入れる総額であり、間接経費、研究料、消費税、全て含みます。
10	年間 100 万円以上の共同研究の実施 ※企業・団体から受け入れる総額であり、間接経費、研究料、消費税、全て含みます。
(1)	年間 100 万円以上の受託研究【治験を含む】の実施 ※企業・団体から受け入れる総額であり、間接経費、研究料、消費税、全て含みます。

12	年間 100 万円以上の受託事業【コンソーシアムを含む】の実施 ※企業・団体から受け入れる総額であり、間接経費、研究料、消費税、全て含みます。
(13)	年間 100 万円以上の学術・技術指導の実施 ※企業・団体から受け入れる総額であり、間接経費、研究料、消費税、全て含みます。
<u>(14)</u>	無償で物品の提供を受ける,無償で物品を借用する,または,無償で役務提供を受ける【年間総額100万円以上に相当する場合で,契約・覚書等の有無を問わない。(ただし,本学で規定された共同研究・受託研究等の研究契約等の研究契約に含まれる場合は除く。)】
(15)	寄附講座・寄附研究部門教職員の受入【研究において寄附元の製品を使用する場合】
16	受託研究員等の受入
17)	共同研究講座・共同研究部門教職員の受入
18	年間 100 万円以上の物品・設備・システム等購入及び業務委託【教育研究のほか、仕様策定や機種選定、学内管理運営の職責上、物品等導入に携わる場合も対象。また、機器の修理等、役務も含む】 ※単一法人(1社)・単一組織(法人格がない研究会や団体等)から受け入れる額の合計です。少額の積み上げも含みます。 ※職責上とは、物品購入等にあたって、決定権のある立場、また、決定のために設置された学内委員会の委員(長)をいいます。
19	その他①~⑱以外の,経済的利害関係がある,又は産学官連携活動等を実施している(ただし,上記設定金額未満の場合は申告不要)